

2022年4月7日作成  
株式会社エヌ・シー・エヌ

令和4年

JAS構造材個別実証支援事業

利用概要



# 1.事業概要

## ○交付の目的

JAS構造材活用宣言事業における登録事業者が、低層の戸建て住宅を除く建築物（施主が国以外）において、構造部分にJAS構造材を利用することを通じて、設計、調達、施工時等におけるJAS構造材の利用に関する課題の抽出、改善策の提案などを行うことを目的としている。

## ○POINT

- ・住宅（併用住宅）以外の用途の木造建築であれば助成対象
- ・助成対象木材は**JAS構造材**
- ・助成上限額は**15,000,000円**（1,000㎡以上または4階建て以上は30,000,000円）
- ・JAS構造材使用量×**66,000円** + JAS構造用合板（パネル）の**調達費1/2**
- ・事業締切は**5月25日（水）** 交付申請締め切りは**9月30日（金）**

## 2.利用条件

### ○個別実証事業の対象とすることができる物件

- ・ 確認申請を**提出済**の物件（確認申請の受付印があればOK）
- ・ 3階以下の建築物で戸建住宅又は併用住宅でないもの  
(上記以外でも神社、寺院、教会その他これらに類するものも適用外となるため、対象用途については要確認)
- ・ 建築主が国でないこと。
- ・ 基礎より上部部分で国からの助成を受けていないこと。
- ・ 10㎡以上の新築または増改築物件
- ・ J A S 構造材を活用する建築
- ・ 実証事業の成果を林野庁又は全木連が無償で活用し公表できることを**建築主が同意したもの**。
- ・ 林野庁が作成した「建築物に利用した木材に係る炭素貯蔵量の表示に関するガイドライン」により実証事業者が炭素貯蔵量を算出するものであること。

## 2.利用条件

○建築物に利用した木材に係る炭素貯蔵量の表示に関するガイドラインとは

林野庁が令和3年10月に制定した、木材利用が地球温暖化防止に寄与していることを対外的に示すことを目的とした取り組み

木材の炭素貯蔵量の計算法や表示法についてガイドラインが設けられている。

### 【炭素貯蔵量（CO<sub>2</sub>換算量）の計算法】

$$C_s = W \times D \times C_f \times 44/12$$

$C_s$ ：建築物に利用した木材に係る炭素貯蔵量（CO<sub>2</sub>換算量）

$W$ ：建築物に利用した木材の量（m<sup>3</sup>）

$D$ ：木材の密度（t/m<sup>3</sup>） ※例：ヒノキ0.44、カラマツ0.50、欧州赤松0.46

$C_f$ ：木材の炭素含有量 ※例：製材・ラミナ0.5

### 3.助成対象となる木材製品

- ・ 構造用製材（JAS機械等級区分）
- ・ 2×4工法構造用製材
- ・ 構造用集成材
- ・ 構造用LVL
- ・ 構造用CLT
- ・ JAS構造用合板・構造用パネルの調達費（材料代・加工費・運搬費）

### 3.助成対象となる木材製品

- ・ 構造用製材（JAS機械等級区分）
- ・ 2×4工法構造用製材
- ・ 構造用集成材
- ・ 構造用LVL
- ・ 構造用CLT
- ・ JAS構造用合板・構造用パネルの調達費（材料代・加工費・運搬費）

令和3年度の要件にあった、集成材の小断面・中断面の区別がなくなり、JAS構造用集成材であれば、一律の助成額を得ることができるようになった。

## 4.助成額

○助成金額は以下の1～3までの区分のうち、最も低い金額で決定する

<b>助成金額上限額</b> <b>15,000,000円</b> (1,000㎡以上または4階建て以上は30,000,000円)	
<b>1</b>	事業申請時：(JAS構造材使用量 (m <sup>3</sup> ) × 66,000円) + (JAS構造用合板・パネル調達費 × 1/2) ※CLTの場合：JAS構造材使用量 (m <sup>3</sup> ) × 140,000円
<b>2</b>	交付申請時：(JAS構造材使用量 (m <sup>3</sup> ) × 66,000円) + (JAS構造用合板・パネル調達費 × 1/2) ※CLTの場合：JAS構造材使用量 (m <sup>3</sup> ) × 140,000円
<b>3</b>	交付申請時：JAS構造材調達費 + (JAS構造用合板・パネル調達費 × 1/2)

## 4.助成額

○助成金額は以下の1～3までの区分のうち、最も低い金額で決定する

<b>助成金額上限額</b> <b>15,000,000円</b> (1,000㎡以上または4階建て以上は30,000,000円)	
<b>1</b>	事業申請時：(JAS構造材使用量 (m <sup>3</sup> ) × <b>66,000円</b> ) + (JAS構造用合板・パネル調達費 × 1/2) ※CLTの場合：JAS構造材使用量 (m <sup>3</sup> ) × 140,000円
<b>2</b>	交付申請時：(JAS構造材使用量 (m <sup>3</sup> ) × <b>66,000円</b> ) + (JAS構造用合板・パネル調達費 × 1/2) ※CLTの場合：JAS構造材使用量 (m <sup>3</sup> ) × 140,000円
<b>3</b>	交付申請時：JAS構造材調達費 + (JAS構造用合板・パネル調達費 × 1/2)

**集成材の断面区分がなくなり、m<sup>3</sup>あたりの助成額がUPしたため、  
 令和3年度と比較し、助成額が大きくUPしている。**

## 5.モデル物件による助成額試算例

### ○モデル物件

用途：クリニック

階数：地上 2階建て

### ○助成金試算

- 1 事業申請時：(JAS構造材使用量 (m<sup>3</sup>) × 66,000円) + (JAS構造用合板・パネル調達費 × 1/2)  
( 38.22m<sup>3</sup> × 66,000円) + ( 1,900,000 × 1/2 ) = 3,322,520円
- 2 交付申請時：(JAS構造材使用量 (m<sup>3</sup>) × 66,000円) + (JAS構造用合板・パネル調達費 × 1/2)  
( 37.56m<sup>3</sup> × 66,000円) + ( 1,750,000 × 1/2 ) = 3,353,960円
- 3 交付申請時：JAS構造材調達費 + (その他林産物JAS調達費 × 1/2)  
(5,100,000円) ( 1,750,000 × 1/2 ) = 5,975,000円

上記、1～3までの金額のうち、最も低い金額から1,000円未満を切り捨てた額となる



**交付額 3,322,520円**

## 6.申請条件

申請ができるのは下記【すべて】を満たした事業者

### ○ JAS構造材活用宣言事業の宣言事業者

- ・ JAS構造材の普及に努めるという宣言をし事業者登録をする必要がある。  
特に費用はかからないが普及に向けての3年後への努力目標を記載の必要がある。  
詳細は右記URLより (<https://www.jas-kouzouzai.jp/jigyou1/>)

### ○ 実証事業に申請する建物の施工者

- ・ 確認申請で施工者と確認できる事業者 → 元請
- ・ もしくは施工者から申請する権利を委譲された事業者 → 下請等でも可

### ○ 同年度に申請物件が3件以上ある場合

- ・ 3件目の事業申請を行うまでに、クリーンウッド法に基づき、所定の登録実施期間から登録を受けていること

上記に加え、下記ア・イいずれかの要件を満たすこと

ア 木材SCM支援システム「もりんく」の登録者

イ 素材生産事業者等と協定を締結したJAS構造材生産施設を有する宣言事業者との共同申請

### ○ 申請上限 長屋・共同住宅は5件まで

## 7.申請スケジュールおよび必要書類

申請は **2回** 行う必要がある

1. 事業申請：確認申請提出～
2. 交付申請：事業完了後

### 1. 事業申請：2022年5月25日（水）17時締切 確認申請提出後

必要なもの

- ・専用申請書（様式第1号、別添、別紙1、別紙2、調達費算定表等）
- ・助成対象となるJAS構造材等が種類毎に明瞭に色分され、判別できる配置図、平面図、立面図、軸組図及び梁伏図等。
- ・その他JAS林産物の使用予定量、予定調達費がわかる木拾い表、見積書等
- ・**確認申請の写し**（受付印があれば良い）
- ・建築工事業又は大工工事業の建設業許可書の写し 等

※審査結果通知書に記載された日付以前の助成対象木材の調達費は**助成対象外**となる。

### 2. 交付申請：事業完了(※) 後1ヵ月以内もしくは2022年9月30日（金）17時締切のいずれか早い期日迄

必要なもの

- ・専用申請書及び報告書
- ・交付金額の査定に必要な資料
- ・記録写真（木材製品の利用状況が分かる写真）
- ・審査結果通知後に材料発注がなされたことが分かる資料（発注書等）
- ・**確認済書の写し** 等

※申請書類に記載する調達費等は税抜き

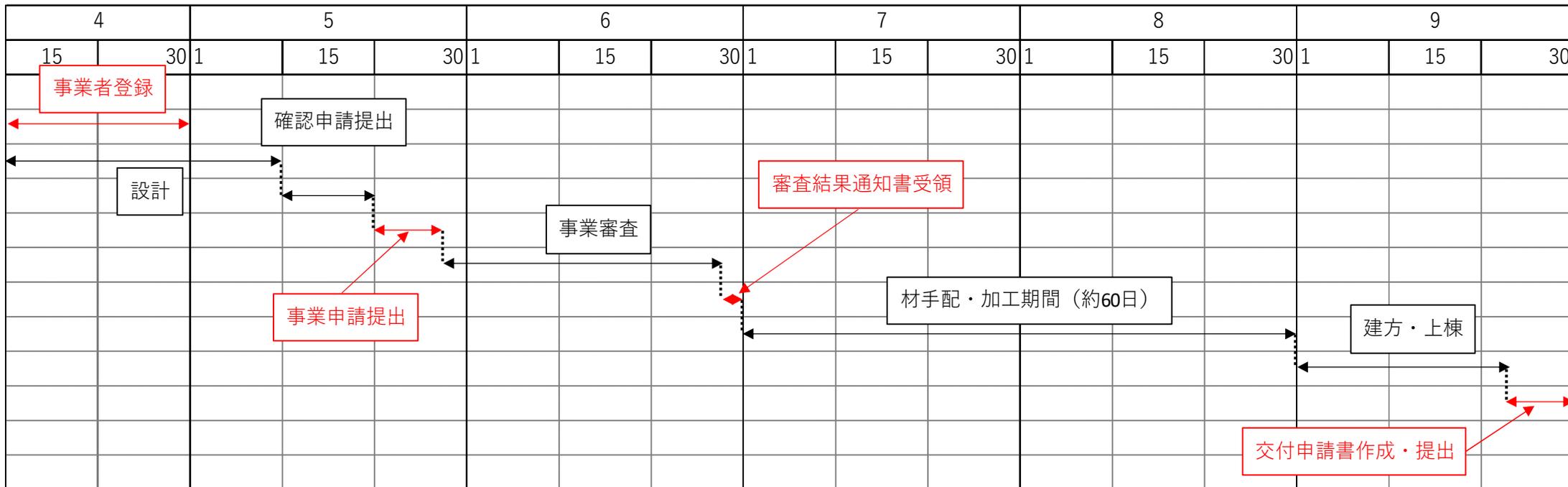
※事業完了：助成対象となる  
部材の施工が完了した時点

## 7.申請スケジュールおよび必要書類

### ○申請にあたっての注意点

- ・事業申請後、結果通知書が発行されるまでは、**木材の発注ができません。**  
→事前に木材納期と工事工程のすり合わせが必要です。
- ・**事業主（施主）**の同意が必要になります。  
→令和3年度は事業主への確認が不要でしたが、令和4年度より変更となっています。
- ・財源を国庫とする助成金をすでに取得済み又は、今後取得予定の場合、本助成金の利用はできません。
- ・事業申請の内容から、交付申請の内容が著しく違う場合、助成金の採択が取り消しとなる場合があります。

# 7.申請スケジュール



◎JAS構造材活用宣言事業の事業者登録（無料）を必ず行ってください

◎上記スケジュールは、想定スケジュールになります。

事業審査や材手配期間など、状況により前後しますのでご注意ください。

申請前に

必ずご自身で公募要領をご確認ください。

## NCNからのご提案

- SE構法は、特に仕様変更することなく利用が可能
- 構造設計と材料積算をワンストップでスピード対応が可能
- SE構法採用物件であれば、助成金申請サポートが可能（有償）

非住宅の木造を建築するなら利用しない手はない！  
物件依頼をお早めに！

※4/7時点の情報のため、検討案件がある場合は、NCNまで  
お問い合わせください。